

高知県地域活動推進事業費補助金募集要項

1. 趣旨

高知家地域共生社会推進宣言企業・団体が主体となって行う、人と人とのつながりを創出する新たな地域活動を促進するため、「高知県地域活動推進事業費補助金」の交付を希望する団体等を募集します。

2. 補助対象者

市町村を除く「高知家地域共生社会推進宣言企業・団体」（以下「宣言企業・団体」という）とします。

なお、補助金の交付申請までに宣言をしていただく必要があります。宣言企業・団体の募集については以下のURLからご確認ください。※ページ下部「民間企業・団体の皆さまへ」

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/about/#kochikesengen>

3. 補助対象となる地域活動

次に掲げる事項を全て満たす必要があります。

- (1) 高知県地域活動推進事業費補助金交付要綱第2条に規定する目的に資する、人と人とのつながりを創出する活動であること。
- (2) 新たに行う又はこれまでの活動内容を拡充して行う活動。既存の活動は対象外。
- (3) 宣言企業・団体の宣言内容の趣旨に沿う地域活動であること。
※宣言内容を変更したい場合は、9の問い合わせ先までご連絡ください。

【地域活動（例）】

- ・地域住民向けの避難、炊き出し訓練 ・地域の子どもの対象としたものづくり体験
- ・農業体験を通じた地域交流 など

【補助対象とならない事業】

次のいずれかに該当する事業は、補助対象とならないためご注意ください。

- (1) 県の他の補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (2) 国、他の地方公共団体、団体等から補助所要額を超える補助金、交付金等を受け入れ、又は受け入れる予定である事業
- (3) 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙活動に関わる事業
- (4) その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業

4. 補助率

10／10 以内

5. 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月15日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

※【R8.6.30 更新】右記まで期間を延長します：令和8年7月31日（金）まで

※必要に応じて期間延長や追加募集を実施する場合があります。

6. 補助限度額

(1) 地域活動の実施に伴い新たな交流が見込まれる人数（交流者数*）に応じて、下表のとおり段階的に区分を設定します。なお、交流者数は延べ数ではなく実数とします。

（*交流者数：企画運営に携わる方＋地域活動に参加される方）

区分（交流者数）	補助限度額
50 人未満	10 万円
50 人以上 100 人未満	20 万円
100 人以上	30 万円

(2) 補助事業者は、合理的な方法により交流者数の実数をカウントしてください。

(3) 補助金の実績報告にあたり、交流者数が交付申請時の区分を下回った場合は、実績報告の交流者数に応じた区分の金額を上限として補助金を確定します。ただし、悪天候や感染症の流行等、申請者の責めに帰することができない正当な理由があると知事が認めるときは、申請時の区分を維持することができます。

7. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は下表左側のとおりです。右側は一例です。

※交付申請前に対象経費となるかお問い合わせいただくことも可能です。

項目		例
報償費（諸謝金）		事業に係るアルバイト賃金、講師の謝金（団体の構成員に支払う報償費は対象外）
旅費		アルバイトやボランティア、講師の旅費
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（防災食の試食会等）に係る食材費、清掃用品（ゴミ袋、軍手）、衛生用品（マスク、消毒液） （※金券類など換金性の高いものは除く）
	印刷製本費	地域活動の広報チラシの印刷代
役務費	通信運搬費	郵送料、宅配便送料等
	広告料	参加者募集のための広告掲載料（新聞、インターネット等）
	保険料	ボランティア保険料
賃借料		会場使用料、イベントのために必要な什器やレンタカーの賃料
委託料		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費
備品費		地域活動の実施にあたって必要な備品の購入経費（50 万円以上の施設財産、機械装置及び備品等は除く）

【対象外経費の例】

- ・経常的な経費（補助事業者の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- ・人件費（団体職員・構成員への報酬・給料、共済費）
- ・その他、交付対象経費として不適当と認められる経費（例：商品券などの金券類）

※補助金の交付決定前に支出された経費は対象経費であっても認められません。

8. 交付申請及び審査

（１）申請方法

- ・交付申請に必要な様式は地域福祉政策課ホームページからダウンロードできます。
- ・書類の提出方法は、電子申請システム、電子メール、郵送または持参とします。

【提出書類一式】

- 高知県地域活動推進事業費補助金交付申請書（交付要綱別記第１号様式）
- 事業計画書（交付要綱別記第１号様式別紙１）
- 収支予算書（交付要綱別記第１号様式別紙２）
- 県税の納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）（県税の納税義務がない補助事業者については、交付要綱別記第１号様式別紙３の「申立書」による）
 - ※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式。
 - ※２：補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
- （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にスキミング処理を施す等してください。
- 県に対する税外未収金債務の滞納がないことを誓約する文書（交付要綱別記第１号様式別紙４の「誓約書兼同意書」による）
- 法人の場合、定款又は登記事項証明書
- 任意団体の場合、団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等）
- その他事業を説明するために必要な資料

(2) 審査について

・交付申請の内容について下表の審査項目及び視点で審査を行い、交付の適否を通知します。

審査項目		審査の視点
1	地域性・公益性	○人と人とのつながりづくりに資する取組であるか。 ○公益性があり、地域社会に貢献する取組であるか。
2	実現性	○事業の取組手法や目標設定は適切であるか。 ○事業の実施体制、スケジュールは適切であるか。 ○事業実施における資金計画、経費の計上は妥当であるか。
3	継続性	○補助期間終了後も、継続可能な取組であるか。 ○継続的に事業実施できる体制整備が期待できるか。
4	発展性	○実効性があり、他活動や地域への発展及び波及効果が期待できるか。 ○モデル的な取組となることが期待できるか。
5	総合評価	○補助事業の目的に合致した取組であるか。 ○地域活動への意欲や熱意が感じられるか。 ○その関係者等の意見を踏まえての総合的な評価など。

加点項目	
1	若者（10代～30代）が参加しやすい取組となっている
2	先進的または独自性のある取組となっている

9. 問い合わせ先

高知県 子ども・福祉政策部 地域福祉政策課 地域共生社会室

所在地：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9840 FAX：088-823-9207

E-mail：makoto_ooishi@ken4.pref.kochi.lg.jp